

公立大学法人福島県立医科大学シンボルマーク要綱

(平成 20 年 12 月 1 日 理事長制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク及びロゴタイプ（以下「シンボルマーク等」という。）の制式及び彩色並びにその使用に関し必要な事項を定める。シンボルマーク等は、本学の特徴や個性を示し、今後目指していくべき大学像を学生・教職員が一体となって認識し、国内外における知名度及び信頼性の向上を図り、効果的に発信、訴求するために使用するものとする。

(制式及び色彩)

第 2 条 シンボルマーク等の制式及び色彩は、別記 1～4 のとおりとする。

(使用資格)

第 3 条 シンボルマーク等の使用にあたっては、本学の尊厳と品位を損なわないよう配慮するものとし、シンボルマーク等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学
 - (2) 本学の役員、職員及び学生(以下「職員等」という。)
 - (3) 職員等で構成する団体
 - (4) その他、学長の許可を受けた団体等
- 2 前項(1)から(3)に掲げる以外がシンボルマーク等を使用しようとする場合は、別紙様式により学長の許可を得なければならない。
- 3 学長は、シンボルマーク等の使用する者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマーク等の使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 本学の名誉が傷つけられたとき又はその恐れのあるとき。
 - (2) 使用許可の内容と異なるとき。
 - (3) その他、シンボルマーク等の使用が適当と認められないとき。

(第三者使用の禁止)

第 4 条 シンボルマーク等を使用する者は、第三者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第 5 条 シンボルマーク等を使用するときは、この要綱及び別に定める使用マニュアルを遵守しなければならない。

(庶務)

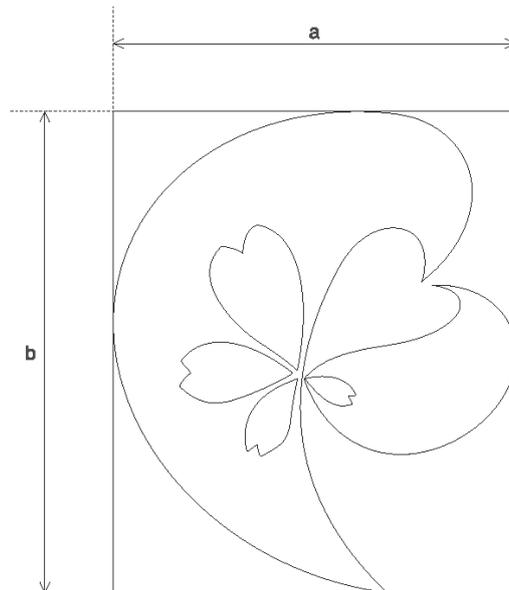
第6条 シンボルマーク等の使用に関する事務は、企画財務課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、企画財務課長が別に定める。

附 則

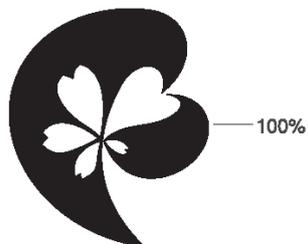
この要綱は、平成20年12月1日から施行する。



※a、bの比率は変えないものとする。

別記2 | シンボルマーク / カラー[色数別]

単色



例/指定色 BL 100%

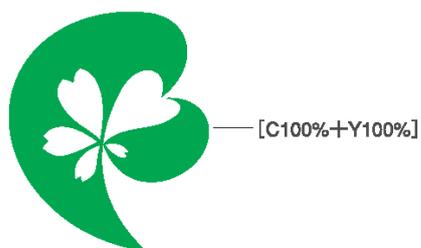
特色

特色1色

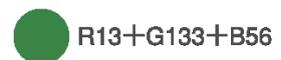
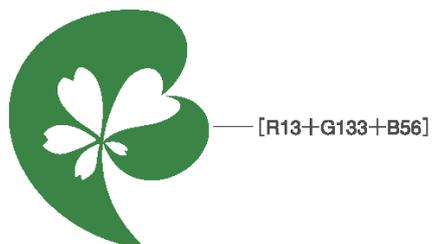


4色

プロセスカラー4色



RGB



公立大学法人

福島県立医科大学

公立大学法人

福島県立医科大学

**FUKUSHIMA
MEDICAL
UNIVERSITY**

**FUKUSHIMA
MEDICAL
UNIVERSITY**

別紙様式(第3条第2項関係)

平成 年 月 日	
福島県立医科大学 学長 様	
申請者(住所)	
(団体名等)	
(代表者氏名)	
(申請担当者氏名) 	
福島県立医科大学シンボルマーク等使用許可願	
下記のとおり福島県立医科大学シンボルマーク等を使用したいので、許可願います。	
記	
使用図案(寸法等記入)	別紙のとおり
使用目的	
備考	